

令和5年度 長野県観光 DX 推進事業における情報発信業務

委託仕様書

第1 業務名

令和5年度長野県観光 DX 推進事業における情報発信業務

第2 事業目的

長野県観光 DX 推進事業（以下「本事業」という。）において定められる方針や事例等の情報を広く関係者に広報することを目的とする。

第3 委託期間

委託契約の締結日から令和6年1月31日とする。

第4 委託業務の内容

1 長野県観光 DX 協議会ポータルサイトの企画・制作

次に掲げる内容を含め、企画・制作を行うこと。

ア 長野県観光 DX 協議会の活動趣旨を伝えるためのコンセプト確立

イ コンセプトを表現するためのネーミング、タグラインの設定

ウ 人材育成プログラムに関する情報

エ 協議会運営に関する情報

オ 活動状況や事例を紹介するための情報

カ 本サイト公開に必要なサーバー及びドメインは受託者の負担で用意する。

2 ポータルサイトに掲載する事例記事の制作

次に掲げる内容を含め、事例紹介記事を5本以上制作すること。

ア 本事業における伴走支援対象事業者へのインタビュー記事

イ 本事業で定める観光 DX 方針に適合する事例インタビュー記事

ウ 長野県内の本事業のコンセプトに見合う活動を推進している人に焦点をあてたインタビュー記事

第5 業務の報告

(1) 業務報告書

受託者は、契約書に定める業務報告書(様式任意)に成果品を添え、委託者に提出すること。

第6 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後は委託者の検査を受けるものとする。

第8 対象経費

(1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置または改修するための経費

エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

オ 飲食にかかる経費

カ その他、事業との関連が認められない経費

(2) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

第9 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

第10 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第11 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

(2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(4) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

以上